

さいたま市告示第651号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 真空冷却機
- イ 牛乳保冷庫
- ウ 立体炊飯器
- エ フードスライサー
- オ 業務用冷凍庫 外2件
- カ フライヤー
- キ 消毒保管庫（仲本小学校）外1件
- ク ガス回転釜（上木崎小学校）外8件

(2) 納入場所

- ア さいたま市桜区神田541-1 さいたま市立神田小学校 外5校
- イ さいたま市南区広ヶ谷戸24 さいたま市立大谷口小学校 外5校
- ウ さいたま市大宮区大成町2-379 さいたま市立大成中学校 外1校
- エ さいたま市浦和区領家4-19-4 さいたま市立木崎小学校 外6校
- オ さいたま市浦和区本太2-12-31 さいたま市立仲本小学校 外14校
- カ さいたま市桜区神田541-1 さいたま市立神田小学校 外3校
- キ さいたま市浦和区本太2-12-31 さいたま市立仲本小学校
- ク さいたま市浦和区上木崎3-4-3 さいたま市立上木崎小学校

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和8年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において令和7・8年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和7年5月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年5月15日（木）及び令和7年5月16日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| ⑦ | 1(1)アの物品 | 令和7年6月2日（月）午前10時00分 |
| ⑧ | 1(1)イの物品 | 令和7年6月2日（月）午前10時15分 |
| ⑨ | 1(1)ウの物品 | 令和7年6月2日（月）午前10時30分 |
| ⑩ | 1(1)エの物品 | 令和7年6月2日（月）午前10時45分 |
| ⑪ | 1(1)オの物品 | 令和7年6月2日（月）午前11時00分 |
| ⑫ | 1(1)カの物品 | 令和7年6月2日（月）午前11時15分 |
| ⑬ | 1(1)キの物品 | 令和7年6月2日（月）午前11時30分 |
| ⑭ | 1(1)クの物品 | 令和7年6月2日（月）午前11時45分 |

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 1 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。